時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

新聞紙の勢力

新聞紙は世の中の出來事をば細大漏さず公衆に報道し常に社會の大勢に注目して百般の事項に付き自家の意見を述べて以て世人の敎師と爲り又案內者と爲るの責任を負ふ者にして是れぞ即ち其勢力の由て生ずる所なり西客の說に新聞紙の勢力如何は發賣紙數の多少に由るは勿論なれども又一方より見れば單に其紙數の多きのみを標準にして勢力大なりとは斷言す可らず何となれば購讀者の數が如何に多しと云ふも其讀者にして社會に勢力なき無學無能の輩ならんには新聞紙の勢力も亦隨て大なるを得べからざればなり抑も社會の原動力と爲りて其進退を支配する者は畢竟するに中等以上の人に外ならざれば新聞紙が社會に勢力を擅にせんとならば專ら此種族の信用を得て其尊敬を受るこそ肝要なり上流士人の信用尊敬を博せんと欲せば何はさて置き先づ紙面の體裁を上品にして成丈け野卑粗暴の記事を[illegible]士君子の高尚なる趣味を害するなからんことを第一とせざる可らず新聞記者は其紙面の上にて廣く人と交際する者なれば紙上の記事にして士君子に似合はしからぬ下品の風調を現はすときは忽ち上流社會の厭ふ所と爲りて其尊敬を失ふのみか恰も一個人の品行脩まらずして朋友知己に疎んぜらるゝものに異ならず云々と此說果して違ふなくんば我輩は日本の新聞紙に對して多少の不平なきを得ず近來その紙上に記す所を見れば政黨の機關新聞又は御用新聞が往々無理なる筆を舞はして自から利ぜんとし又その嫌ふ所に厚くせんとするが如きは政治上の事より生ずることとして尙は恕す可きも其記事時としては政爭の域を脫して人身攻擊に亘るものなきに非ず殊に彼の小新聞小雜誌の類に至りては其鄙猥も甚だしく卑猥極まる文字を排べて人の私事秘密を公言するのみならず事實になきことさへ誣しやかに書き立てゝ其本人の面目を害し併せて社會の耳目を誤らしむる其數は如何にしても士君子の口より發す可き言とは思はれず元來人間多數の嗜好は案外に下品なるものにして例へば劇場寄席などにても演技者が成丈け上流士君子の目に見苦しき態を演じ耳に聞づらき言を放てば見物の多數は却て之を悅ぶと一般の道理にて今日の新聞紙が務めて紙面を醜くするも其發賣高を多くするの一手段として自から商賣上に利する所なきにあらざる可しと雖も其看客は單に下等社會に止まりて上流に及ぼすを得ず且その下等の看客とても唯一時の慰に讀流すまでにして素より其記事に重きを置くにあらざれば新聞紙の信用勢力は之が爲めに增す可きにあらず既に信用薄くして勢力なしとあれば假令ひ如何なる記事を記するも世間一般の見る所にては又例の新聞紙の構造說か例の惡口雜言か最早や每度のことにて聞飽きたりとて遂には之を顧みざるに至る可し左りとは單に商賣主義とするも永久の計にあらざるが如し人身の攻擊私事の摘發も近來既に頂上に達して其反動の不評判は決して免かる可らず記者に於ても今に及んで早く反省あらんこと我輩の懇々に勸告する所なり

官報

○外務省令第一號

明治二十六年勅令第百八十七號第九條ニ依リ公使館書記生又ハ領事館書記生ニ任用スヘキ外務省留學生規程左ノ通リ相定ム

明治二十七年一月十七日　外務大臣陸奥宗光

外務省留學生規程

第一條　外務省留學生ハ支那語、朝鮮語、露西亞語又ハ西班牙語研習ノ爲外國ヘ留學セシムルモノトス

第二條　外務大臣ハ外交官領事官又ハ貿易事務官ニ留學生ノ監督ヲ命シ留學中其ノ行爲ヲ監督セシムヘシ

第三條　外務省留學生ハ留學ノ地ニ到着ノ日ヨリ滿三年ヲ以テ卒業ノ期トス

監督官吏ノ具申ニ依リ語學上達セシ者ハ前項ノ期限ニ拘ラス特ニ卒業ト認ムルコトアルヘシ

第四條　疾病又ハ已ムヲ得サル事故ノ爲前條ノ期限ニ於テ卒業スルコトヲ得サルトキハ特ニ其ノ期限ヲ猶豫スルコトアルヘシ

猶豫期限ヲ過キ仍ホ卒業スルコトヲ得サルトキハ其ノ情狀ニ依リ留學生ヲ罷ス

第五條　左ノ場合ニ於テハ留學中支給シタル學資及往返ニ係ル旅費ヲ本人又ハ保證人ヨリ償還セシムヘシ

一　留學中怠慢又ハ不品行ニ由リ留學生ヲ免セラレタルトキ

二　任官後五箇年以內ニ於テ退官シタルトキ

但疾病ニ依リ外務大臣ニ於テ其ノ職ニ堪ヘスト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　外務省留學生保證人ハ身元正シク相當ノ財產アル者二名ヲ要ス

保證人ノ內死亡其ノ他保證人ニ適セサル事故ノ生シタルトキハ更ニ他ノ保證人ヲ定ムヘシ

第七條　外務省留學生ハ採用試驗出願ノ時年齡滿十八年以上滿二十一年以下ニシテ左ノ項ノ一ニ該當セサル者ニ限ル

一　重罪ヲ犯シタル者但國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラス

二　定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

三　破產若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第八條　外務省留學生タランコトヲ欲スル者ハ別記甲號雛形ニ依リ調製シタル願書ニ履歷書及醫師ノ體格檢査ヲ經タル證明書並支那語又ハ朝鮮語ヲ研習スヘキ者ハ漢文露西亞語又ハ西班牙語ヲ研習スヘキ者ハ露西亞文西班牙文英文又ハ佛文ノ內ヲ以テ起草シタル往復文ヲ添ヘ試驗期日十日前ニ外務省文官普通試驗委員ニ差出スヘシ

留學生募集ハ其研習スヘキ國語及人員ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第九條　外務省留學生試驗ヲ出願スル者ハ手數料トシテ金一圓登記印紙ヲ以テ納ムヘシ

第十條　外務省文官普通試驗委員ハ前條ニ規定シタル出願書類ヲ調査シ適當ト認メタル者ヲ召集シ左ノ試驗ヲ施行スヘシ

一　第八條ニ揭ケタル出願人ノ起草シタル往復文ト同一ノ外國文ヲ以テ更ニ往復文二通ヲ起草セシムルコト

但尙ホ起草文ト同一ノ國語ヲ以テ對話ヲ試ムルコトアルヘシ

一　邦文ヲ以テ往復文二通ヲ起草セシムルコト

第十一條　不正ノ方法ニ因リ試驗ヲ受ケント企テタル者及試驗ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス試驗合格ノ後此等ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無效トス

既ニ留學生トナリ留學スヘキ地ニ赴キタル後前項ノ事實發覺セシ場合ハ留學生ヲ免スルノ外第五條ニ揭クル學資及旅費ヲ本人又ハ保證人ヨリ償還セシムヘシ

第十二條　第十條ノ試驗ニ合格シタルトキハ豫メ期限ヲ定メ別記乙號雛形ニ依リ調製シタル誓約書ヲ合格者ヨリ徵シ留學生ヲ命ス

試驗合格ノ有效期限ハ合格者中留學生ニ採用セラレタル者ヲ除クノ外一箇月間トス

第十三條　外務省留學生ヲ命セラレタル者ハ疾病又ハ已ムヲ得サル事故ノ爲許可ヲ得タル者ノ外命令ヲ受ケタル日ヨリ四週間以內ニ其ノ留學スヘキ地ニ出發スヘシ

第十四條　外務省留學生ハ外國留學中學資トシテ一箇年歐米諸國ニ於テハ千二百圓以內亞細亞諸國ニ於テハ七百五十圓以內ヲ給ス

第十五條　前條ノ學資支給方ハ總テ明治二十六年勅令第百七十一號公使館領事館費用條例中規定ノ在勤俸ノ例ニ依ル

第十六條　外務省留學生ノ旅費ハ外國留學地往返其他外務大臣ノ命ニ依リ旅行スルトキ其ノ旅行一切ノ費用ニ充ツル爲之ヲ給ス

第十七條　旅費ハ支度料船車料及日當ノ三種トス

第十八條　支度料ハ留學ヲ命セラレ本邦ヨリ始メテ出發スル場合ニ限リ其ノ留學スヘキ地ノ情況ヲ斟酌シ左ノ範圍內ニ於テ相當ノ額ヲ定メ之ヲ給ス

一　歐米諸國ヘ留學スル者ハ銀貨百圓以內

一　亞細亞諸國ヘ留學スル者ハ銀貨六十圓以內

第十九條　留學ヲ命セラレタル者出發前死去又ハ官ノ都合ニ由リ留學ヲ免セラレタルトキハ支度料ノ半額ヲ給ス

第二十條　船車料ハ汽船、汽車賃二等ノ實費ヲ給ス但汽船汽車ノ便ナキ地方ニ於テハ外務大臣ノ認定シタル標準ニ依リ人馬舟車雇賃ノ實費ヲ給ス

第二十一條　日當ハ出發ノ日ヨリ到着ノ日マテ其ノ日數ニ照シ左ノ割合ニ依リ陸路ニ在テハ三分ノ一ヲ給ス但海陸兩路ニ跨ルノ日ハ全額ヲ給ス

一　歐米諸國　四圓五十錢

一　亞細亞諸國　三圓

第二十二條　船車料及日當支給方ニ關シ本令ニ規定セサルモノハ總テ明治二十六年勅令第百七十一號公使館領事館費用條例ニ依ル但同條例第二十條及第二十二條ハ適用セス

第二十三條　本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

（雛形略ス）

雜報

○布哇の近況　十二月四日ホノル、發の報を見るに當時桑港より着せし郵船オーストラリヤの未だ着せざる前風說あり米國政府は直ちに王政恢復の手續きを爲すべき旨公使に訓令し右オーストラリヤが其訓令を齎すとのことにて着船の期日も差迫りたる處より假政府の內閣及び參事會は屢々集會を催ほし種々協議の末同政府を始め米國人同盟會、合併倶樂部等協同し凡そ二千人計りの兵力を合せて何處までも反對することに決し港內に碇泊する外國の諸軍艦へは假政府の許可なくして兵士を上陸せしむるを禁ずる旨夫々照會し本邦軍港浪速も前日着港したるに付き其照會を受けたり斯る次第なれば郵船オーストラリヤの着したる翌日は合併黨の面々孰れも假政府防禦の用意を爲し先づ兵士二百五十人を派して政廳の四方を警衛せしめ其外要所を固めたるもの都合七八百人素より充分の訓練を經たる老兵にあらず素人の間に合ひ兵士なれども彈藥等は一箇月餘連日戰鬪するも不足を感ぜざるの用意あり又生命を的に假政府を保護せんとの熱心は人をして恐怖せしむるに足るものあり

王政恢復に付き米國大統領と英國の間に打合せたること
とあり米國が女王
けて無事に位を保
希望する由風說せ
英公使ウォードの
嘩し又英國軍艦の
が攻略を實行する
故なりとの說あり
滿場一致を以て右
參事會は米國公
國務卿グレシヤ
味のものなるが
るに困難なる時
とあるかと質問
若し右の質問に
同公使の駐在を
すべき事
假政府の重に恐る
せしむる能はざる
あるべしと信ずる
なくして外國水兵
り云々とあり

○假政府へ應
にローサンゼレズ
て王政を恢復せん
と同志會を組織し
し其趣を詳しく同
り氏は深く其厚意
要せざる旨返答あ

○巴里要報
メー國王へハン
めつゝあり佛國
里十二月二十一日
ユーマンの後任と
二十三日發)○
の設立に反對す可
上)○三人の無政
縛されたり無政黨
に於て發見された
國アザヨンに於
リヤに於ては戰
コー國王が西班牙
の和議成るの日近
日發)

○自由黨和歌
部にて候補者の撰
歌山市の岩田南海
數名其場に闖入せ
至らずして散會し

○波斯妻（小說）
今は早や其名波斯
メツトの前妻ヅツ
追出され日を經る
が人の噂にアーメ
及ぶにつけ嫉まし
は我を曾程まで
の心一ツなも